

# 京都老舗の会シンボルマーク使用規程

## (趣旨)

**第1条** この規程は、京都の老舗企業の「知恵の経営」の京都企業等への普及・浸透や国内外への京都ブランド発信を推進するために、京都老舗の会（以下、「老舗の会」という。）が定めたシンボルマーク（以下、「マーク」という。）の取扱に関し、必要な事項を定める。

## (対象者)

**第2条** マークを使用できる者は、老舗の会のほか、老舗の会会員及び同会員により構成される団体（以下、「会員等」という。）とする。

## (マーク)

**第3条** マークは、老舗の会及びその所属する会員を象徴するものとして、別表に定めるとおりとする。

2 マークは、老舗の会主催、共催、後援、協賛等の取組のほか、会員等が行う京都ブランド普及啓発のための取組等に使用できるものとする。

## (使用者登録の届出)

**第4条** マークの使用を希望する者は、別紙様式1により、あらかじめ、老舗の会に届出なければならない。

## (登録受付機関)

**第5条** 前条の届出は老舗の会の事務局（京都府商工労働観光部染織・工芸課）で受け付ける。

## (使用者登録)

**第6条** 老舗の会は、第4条の規定による届出の内容が、次に掲げる要件を満たすものについて、マーク使用者（以下、「登録者」という。）として様式2の登録簿に登録する。

- (1) コンプライアンスを遵守すること
- (2) 公序良俗に反する者でないこと
- (3) 老舗の知恵の経営の府内企業等への浸透を図るものであること
- (4) 京都ブランドの発信に寄与する取組であること
- (5) その他特に世話人会において必要と認めたもの

2 老舗の会は、前項の規定により登録者に、様式3により登録内容を通知する。

3 登録できない場合は様式4により届出者に通知する。

## (使用料)

**第7条** マークの使用料は、無料とする。なお、マークの印刷その他、マークを使用する際にかかる経費については、登録者において負担する。

## (登録内容の変更)

**第8条** 登録者は、登録内容に変更が生じた場合には、速やかに様式5の使用者登録内容変更届により変更事項を届出する。

#### (登録の取り消し)

**第9条** 老舗の会は、登録者が、次に掲げる事由に該当すると判断した場合、登録を取り消すことができる。

- (1) 本規程第6条第1項各号に定める要件を欠くに至ったとき。
- (2) 届出の内容に虚偽があると認められたとき。
- (3) 届出の内容に反してマークを使用したと認められたとき。
- (4) 法令違反、公序良俗に反する行為、又はそのおそれがあると認められたとき。
- (5) 事業活動を中止又は廃止したとき
- (6) その他、第1条に定める趣旨に反する行為があると認められるとき

2 前項の規定に基づき登録を取り消したときは、当該登録者に対し、様式6により通知する。

#### (損害に対する責任)

**第10条** マークの使用に関して発生した事故又は苦情及びマークを使用する製品又は商品の品質に関する一切の責任は登録者に帰し、登録者の責任において処理に当たるものとする。

2 京都老舗の会及び京都府は、前条に規定する損害等に対する責任について、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

#### (報告及び調査)

**第11条** 老舗の会は、必要があると認めるときは、登録者に対し、その使用状況等について報告を求め、又は調査することができる。

#### (改善指導)

**第12条** 老舗の会は、マークの使用について不相当と認められた場合、登録者に対し改善を指導するとともに、当該マークの使用を一定期間停止又は禁止することができる。

#### (譲渡・貸与の禁止)

**第13条** マークの使用権は、これを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

#### (協力義務)

**第14条** 登録者は、他の登録者や第三者がマークを不正に使用又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちにその状況を老舗の会に報告し、老舗の会の措置に協力しなければならない。

2 登録者は、マークの使用に関して第三者等から指摘があったときは、直ちにその状況を老舗の会に報告し、老舗の会の措置に協力しなければならない。

#### (その他)

**第15条** この規程に定めるものの他、マークを使用する場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表

京都老舗の会シンボルマーク



(規格)

- (1) シンボルマーク全体の大きさは縦115、横100の割合とする。
- (2) マーク部分の大きさは縦88.5、横100の割合とし、文字部分の大きさは縦26.5、横100の割合とする。
- (3) マーク部分は、地色を紫（赤90・緑11・青128）とし、入子枳を図案化した部分は白とする。文字部分は黒とする。

(留意事項)

- ・表示の際は、シンボルマーク全体、マークのみ、文字のみの使用を可能とする。
- ・マーク部分と文字部分の配列を横並びとすることも可能とする。